

特別弔慰金の請求手続きは
お済みですか

第12回特別弔慰金の請求受付期間が令和7年4月より始まります。手続きがお済みでない方は、請求期間内に手続きをしてください。

なお、前回請求時と別の方が今回請求される場合は、手続きに1時間以上かかる場合や一度の来庁で手続きが完了しない場合もあります。あらかじめご了承のうえ、お時間に余裕をもってお越しください。

●支給内容

額面27万5千円
(5年償還の記名国債)

●対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で令和7年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない次の順番による最先順位者のご遺族お一人に支給します。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔

慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係
を有していること等の要件を満たしているかにより順番が入れ
替わります。

(4) (1)～(3)以外の戦没者等の三親等
内の親族(甥・姪等)

※戦没者等の死亡時までに引き続
き1年以上の生計関係を有して
いた方に限ります。

●請求に必要な書類等

・請求者の本人確認書類
・請求者に応じた戸籍書類等

●請求期限

令和10年3月31日(金)

※請求期間を過ぎると第12回特別
弔慰金を受けることができなく
なりますので、ご注意ください。

●請求窓口・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

認知症きつずサポーター
養成講座を開催しました

本村では、どの年代の方も認知
症について学び、飛島村で暮らす
認知症の方やその家族を地域で
見守って応援する「認知症サポ
ーター」制度をつくっています。

今回は、飛島学園5年生を対象
として「認知症きつずサポーター
養成講座」を開催しました。

講座では、特別養護老人ホーム
やすらぎの里の職員の方と認知症
サポーターキヤラバン・メイトの
飛島村地域包括支援センター職員
が飛島村の高齢者人口などの現状
や認知症とは何か、また認知症の
方への対応などについて説明しま
した。

最後に参加者の皆さんに認知症
の方への接し方を記載したサポ
ーターカードをお渡ししました。

●認知症サポーター養成講座は、

5人以上集まれば、出張して行
うこともできます。受講希望の
方は、問い合わせ先までご連絡
をお願いいたします。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

飛島村内犯罪状況 (令和7年11月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし	
11月	0	0	0	0	0	
1～11月	3	0	0	1	0	
区分	特殊詐欺	SNS型投資詐欺	SNS型ロマンス詐欺	自動車盗	自転車盗	
11月	0	0	0	3	0	
1～11月	2	0	0	13	1	
区分	ひったくり	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)
11月	0	0	1	1	0	0
1～11月	0	1	3	1	0	4

警察からのお知らせ

けいさつ
だより

★特殊詐欺被害にご注意★

警察からのLINEは詐欺!
+(国番号)の電話に出ない!
末尾0110でも警察署とは限
らない!
何か変だと思ったらすぐ通報
しましょう!